

<参考資料>

新たな表示方法案（可能性表示、大括り表示、中間加工品の加工地表示）に基づく表示例と懸念される問題点（消費者へのデメリット）

① 可能性表示

<表示例>

名称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉（アメリカ又はカナダ又はブラジル又は国産）、鶏肉、豚脂肪、結着材料（植物性たん白、でん粉）食塩、砂糖、チキンエキス／加工でん粉、調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na）、くん液、保存料（ソルビン酸）、酸化防止剤（ビタミン C）、発色剤（亜硝酸 Na）、（一部に豚肉、卵、乳成分、牛肉、大豆、ゼラチンを含む）

（問題点）「中身の情報を正しく伝えない」「偽装表示を招く」

使用される可能性のある国が列挙されるため、実際には中身の豚肉はブラジル産 100%であっても、4 か国の豚肉が配合されているように見える。中身の情報を正しく伝えていない。しかも中身がブラジル産 100%でも「国産の豚肉も使われている」と消費者の誤認を招く。事業者によっては、国産の豚肉を過去の 1 時期だけ使っても使用実績があるので「国産」と表示できることになり、中身と表示が違う偽装表示が堂々とできることになる。生産振興にもつながらない。

② 大括り表示

<表示例>

名称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉（輸入、国産）、鶏肉、豚脂肪、結着材料（植物性たん白、でん粉）食塩、砂糖、チキンエキス／加工でん粉、調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na）、くん液、保存料（ソルビン酸）、酸化防止剤（ビタミン C）、発色剤（亜硝酸 Na）、（一部に豚肉、卵、乳成分、牛肉、大豆、ゼラチンを含む）

（問題点）「消費者が選べない」

（輸入、国産）という表示は「世界中」ということになり、原産地表示になっていない。これでは消費者は選べず、表示の目的を果たしていない。事業者によっては、輸入と国産の原材料の産地の切替えさえをすれば、（輸入、国産）と表示できることになる。生産振興にもつながらない。

③ 中間加工品の加工地表示

<表示例>

名称	ウインナーソーセージ
原材料名	味付け豚肉（国内加工）、鶏肉、豚脂肪、結着材料（植物性たん白、でん粉）食塩、砂糖、チキンエキス／加工でん粉、調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na）、くん液、保存料（ソルビン酸）、酸化防止剤（ビタミン C）、発色剤（亜硝酸 Na）、（一部に豚肉、卵、乳成分、牛肉、大豆、ゼラチンを含む）

（問題点）「消費者の知りたい情報ではない」「著しい優良誤認を招く」

中間加工品を生鮮原材料の原産地まで正確な表示を求めることは、現在の国際的な商取引慣行として難しいという実態がある。それでも表示を義務化することになれば、中間加工地を表示するという表示方法の提案だが、輸入原材料を国内でいったん加工（味付けや解凍など）のプロセスさえ入れれば、全て国内加工になる。パンの小麦粉、ドレッシングの食用植物油、サイダーの果糖ぶどう液糖、ソ

一ページの味付け豚肉など、表示では（国内加工）とできる。消費者が知りたいのは「原料原産地表示」であり、「原料加工地表示」ではない。また原料加工地表示を原産地情報として、消費者を著しく誤認させる。生産振興には全くつながらない。

④ 4 品目・22 食品群の表示方法と異なる表示方法を認めるとダブルスタンダードになり、消費者はその区別がつかずに混乱する。

＜現行制度での表示例＞4 品目・22 食品群の表示方法

名称	調味梅干
原材料名	梅（中国）、漬け原材料（還元水あめ、食塩、糖類（砂糖・異性化液糖）…

＜表示例＞新ルール①（可能性表示）

現在、ねり梅には原料原産地表示が義務付けられていない。これに原料原産地表示を義務付けた場合、過去に国内の梅肉を原材料で使ったことがあれば、実際にその商品が中国産 100%の原材料を用いても下記の表示が可能となる。

名称	ねり梅
原材料名	梅（中国又は国産）、食塩、みりん

新ルール②（大括り表示）

名称	ねり梅
原材料名	梅（輸入、国産）、食塩、みりん

＜表示例＞新ルール③（中間加工地の表示）

中国産の梅を国内で加工したものを原料に用いれば以下の表示が可能

名称	ねり梅
原材料名	梅肉（国内加工）、食塩、みりん

（問題点）

現在の表示制度では、梅干しであれば、梅（中国）と国別表示がされているので、カッコの内容の国名が原産地表示だと消費者は理解している。これが、今回の表示方法案では中身が 100%中国産の梅でも、過去の実績等の条件を満たせば①～③の表示方法が可能となってしまう、消費者にとって「国産が使われている」と誤認を招くものになる。消費者は、その商品が「4 品目・22 食品群」に該当するかどうかはわからない。ダブルスタンダードになると、消費者を混乱させる。